

第1部 総則

第1節 目的

この羽曳野市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第5条（推進計画）の規定に基づき、羽曳野市防災会議が定める計画であって、羽曳野市の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策）に関し、市及び市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき事務又は業務の大綱及び住民の役割等を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

[資料編 資料1 羽曳野市防災会議条例 参照]

第2節 計画の構成

本計画の本編は、目的、防災関係機関の業務の大綱等基本的事項及び各編共通の事項を定める総則、被害を予防するため災害発生前に行うべき諸対策について定める災害予防対策計画、災害発生直後または発生するおそれのある場合に、被害の拡大を防止するために行うべき諸対策について定める災害応急対策計画及び事故等災害応急対策計画、災害発生から一定期間経過後、被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行うべき諸対策について定める災害復旧・復興対策計画とする。なお、大阪府地域防災計画との整合により次のような構成とする。

表1.2-1 羽曳野市地域防災計画の構成

		概要			
本編	第1部 総則	第2部 災害予防対策計画	第3部 災害応急対策計画	第5部 災害復旧・復興対策 計画	
			第4部 事故等災害応急対策計画		
付編	付編1 南海トラフ地震防災対策推進計画 付編2 東海地震の警戒に伴う対応 付編3 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の当面の対応について				
資料編	(本編各部に関する資料)				

第3節 計画の性格と基本方針

本計画は地域の防災に関し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、「I 命を守る、II 命をつなぐ、III 必要不可欠な行政機能の維持、IV 経済活動の機能維持、V 迅速な復旧・復興」の5つを基本方針として、市及び市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者を通じて必要な体制を確立し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策の基本的方向を示すとともに、住民一人ひとりの自覚により「自分の命は自分で守る」という意識のもとに、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、自主防災組織の育成やボランティアの受け入れ等新しい防災・復旧活動の担い手についてその方向を示すこととする。

また、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震及び豪雨による各種災害等の教訓を生かすべく、広域的な相互応援体制の整備、情報・通信体制の多重化やライフラインの確保等の基礎的な予防対策整備のほか、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に対する救援、復興対策等についてもその方向を示すこととする。さらに、感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等のマスク着用や、避難所における避難者の過密抑制等感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

地震災害については、最新の知見による被害想定等に基づき、必要とされる救援物資の備蓄の実施や災害応急対策について実際に想定される被害のもと適切な判断ができるよう検討を加える。

なお、市はもちろんのこと、地域住民においても災害対策基本法その他関係法令の目的、内容等をよく理解し、これを遵守するとともに、防災に関し万全の措置を講じるものとする。

第4節 市の概況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

本市は、東はなだらかな二上山系を経て奈良県に、西は羽曳野丘陵を越えて堺市と松原市に、南は富田林市と太子町に、北は柏原市と藤井寺市に隣接し、大阪府のほぼ中東南部に位置している。

表1.4-1 羽曳野市の位置

面積	広ぼう	海拔	市役所の位置	
			地名	経緯度
26.45km ²	東西 8.4km 南北 6.2km	最高 290.0m 最低 22.6m	羽曳野市誉田四丁目 1番1号	東経 135° 36' 北緯 34° 33'

2 地勢と気象

本市は、生駒金剛葛城山系に囲まれた河内平野におおわれ、東部には二上山系の斜面に樹園地を形成し、中央部には、石川流域の平野と羽曳野丘陵地帯があり、その西側と北側に平野部が続いている。

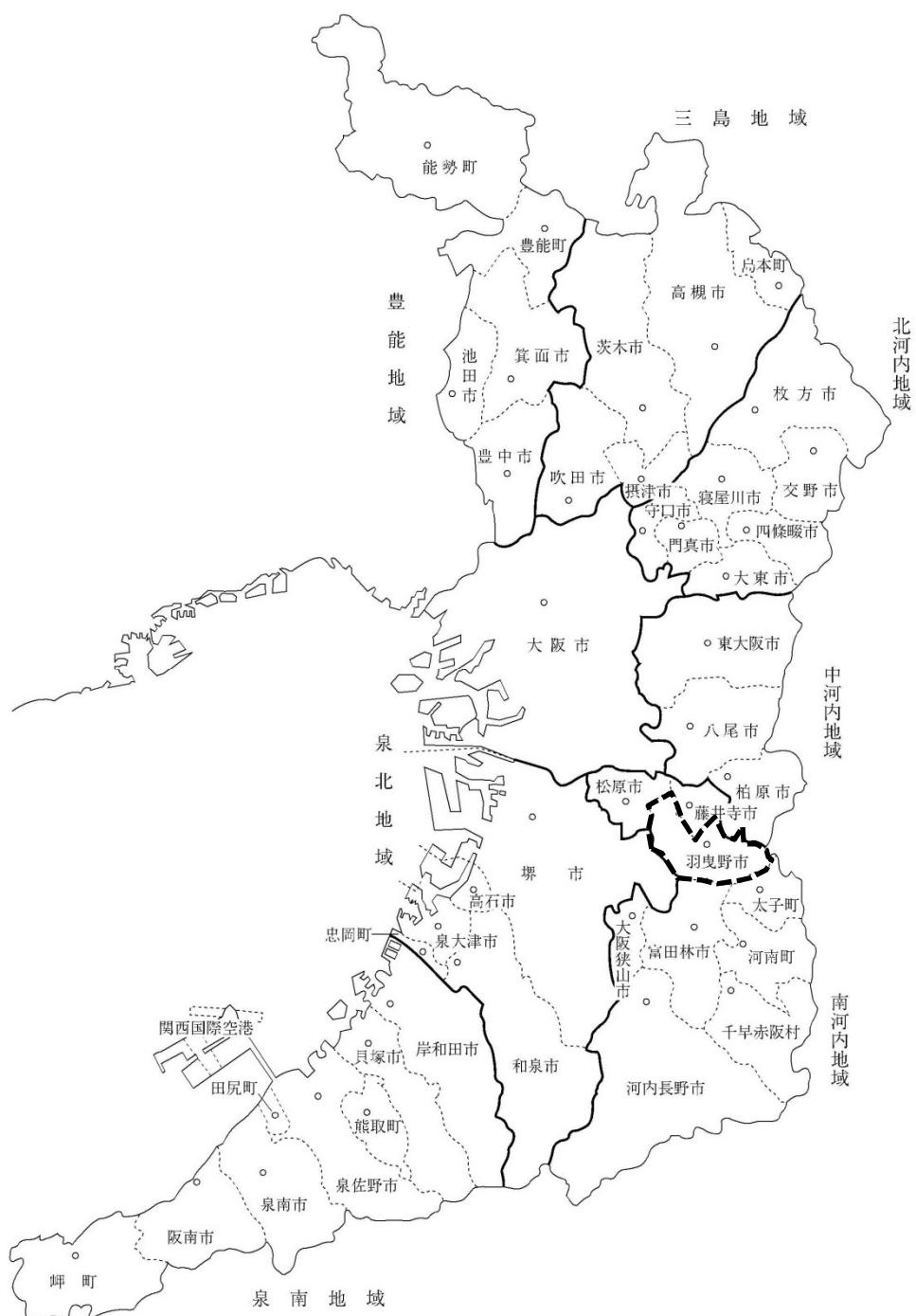
一方、市内の河川は、石川の本流をはじめ東の飛鳥川、西の東除川が主な河川で、他に大乗川、王水川がそれぞれ市域を流れ大和川から大阪湾に注いでいる。

石川は、岩湧山を源に発し、滝畠ダムに入り山間部から平野部を流れ大和川と合流している市内最大の河川であり、一方、西の東除川は、狭山池を源に発し羽曳野丘陵の西側の平野部を流れ大和川に注いでいる中小河川で、これら河川沿いの一部では、豪雨等による浸水が想定されている。

市内には、かんがいを目的としたため池が多く点在しており、このうち最も大きなものは、大座間池で約10万m³である。

本市の気候は、瀬戸内気候に属し比較的温暖である。しかし、生駒金剛葛城山系に隣接するため、本市の月別最高気温及び最低気温は、大阪府平均に比べやや低くなっている。過去5年間(平成29年(2017年)～令和3年(2021年))の気象をみると、平均気温21.7°C(最高39.7°C、最低-2.8°C)、平均風速1.7 m/s、平均降水量1378.9 mmである。

図1.4-1 羽曳野市位置図



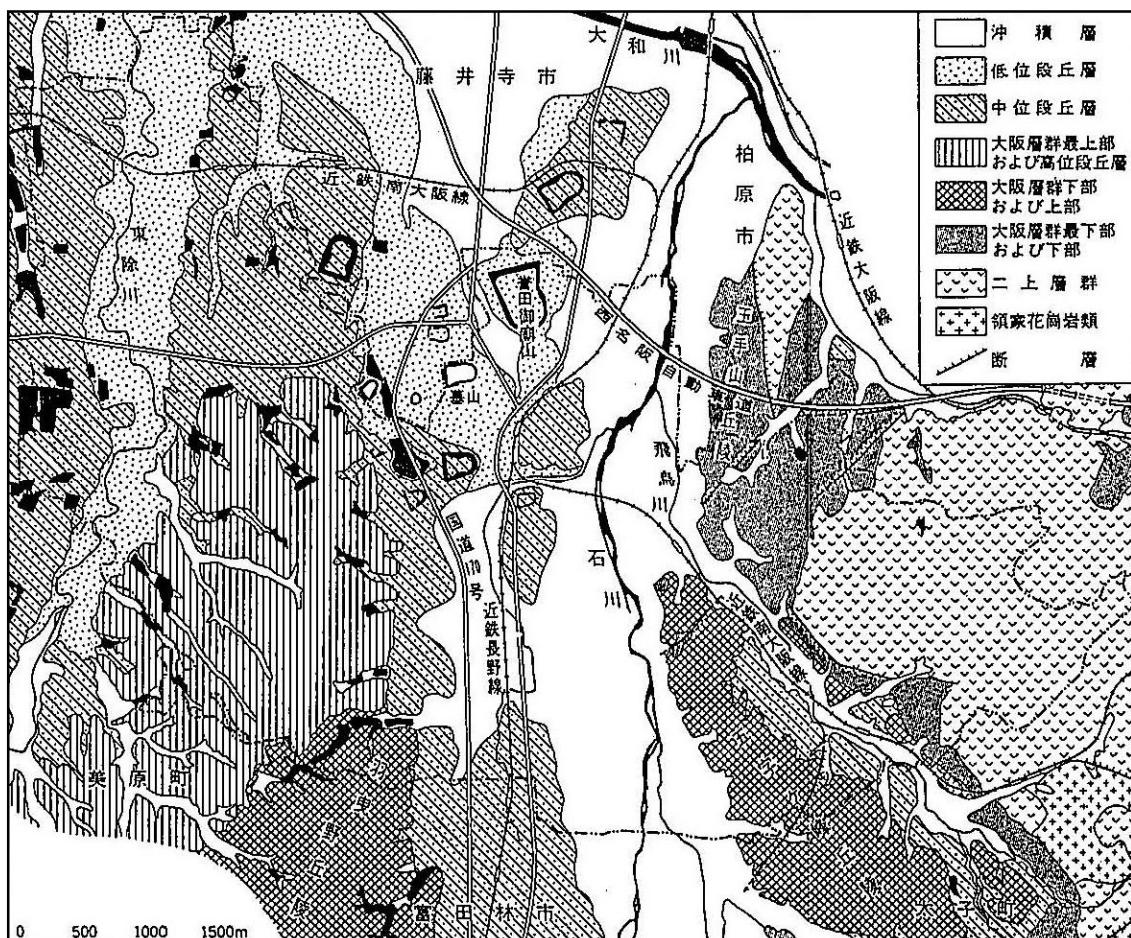
3 地質

本市を含む大阪平野の成り立ちの概略をみると、古く中生代には基盤岩となる領家変成帶(花崗岩)が形成され、南の和歌山県で三波川変成帶との境が中央構造線となっている。

新生代に入ると、日本列島各地で沈降運動が始まり、それと同時に火山活動も活発となり、中新世には、本市の東側に形成されている二上層群が形成された。二上層群は、火山活動によって形成され、片状花崗岩、安山岩からなり、堅い地層を形成している。

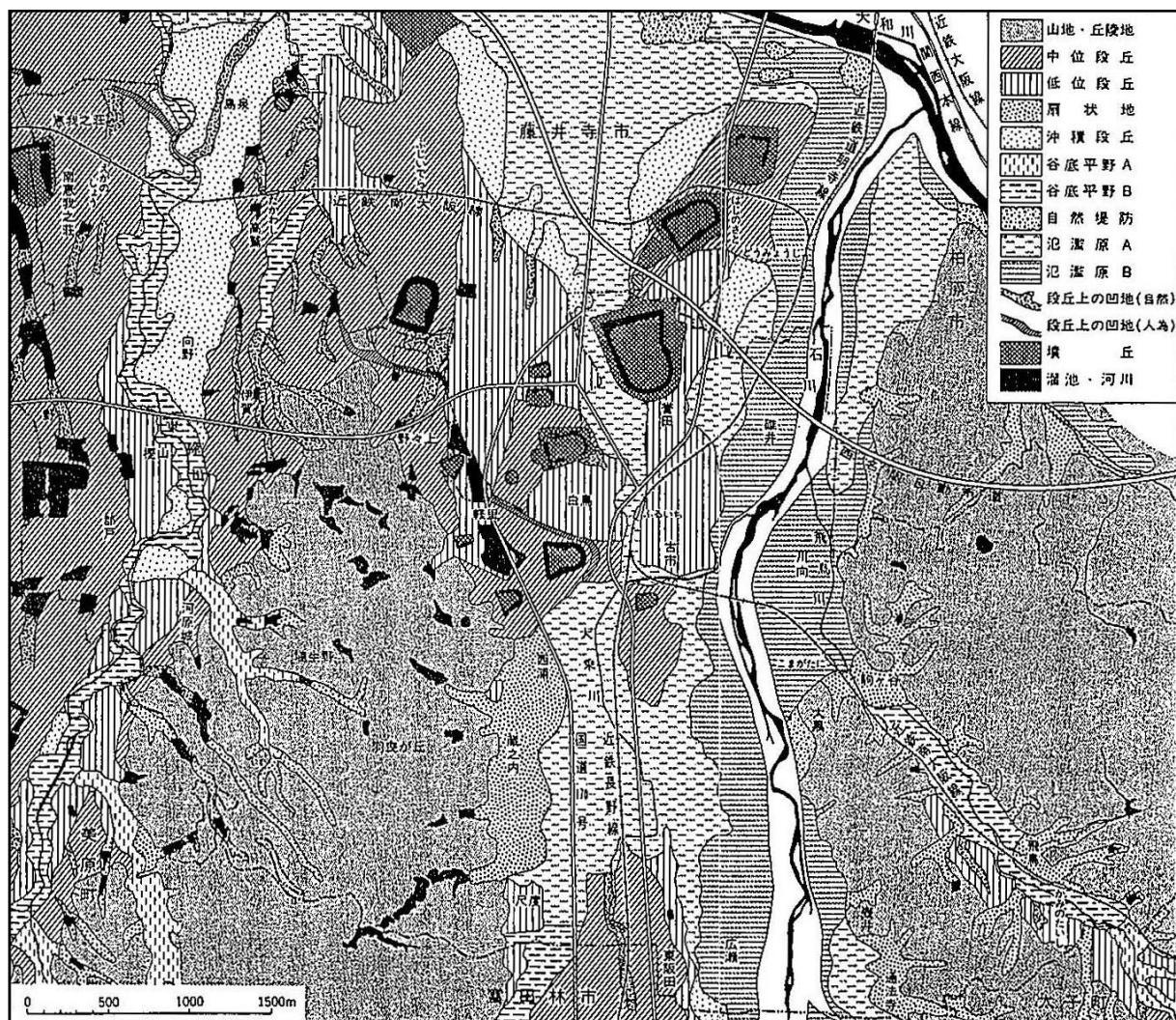
鮮新世には、第二瀬戸内海時代となり、本市周辺は海に沈み、大阪層群が最下部層、下部層、上部層の順で形成されてきた。大阪層群は粘土層、砂層、砂礫層の互層で形成されている。その後約30万年前になると、石川の浸食作用により、市西部の低位、中位、高位の各段丘層が形成された。最後に、最近の1～2万年で石川周辺の沖積層が形成されている。

図1.4-2 羽曳野市域の地質図



中川要之助原図（森図房作図）

図1.4-3 羽曳野市域の地形分類図



4 市周辺の活断層

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会では、主要な活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性〔場所、規模（マグニチュード）及び発生確率〕等を評価し、隨時公表されている。

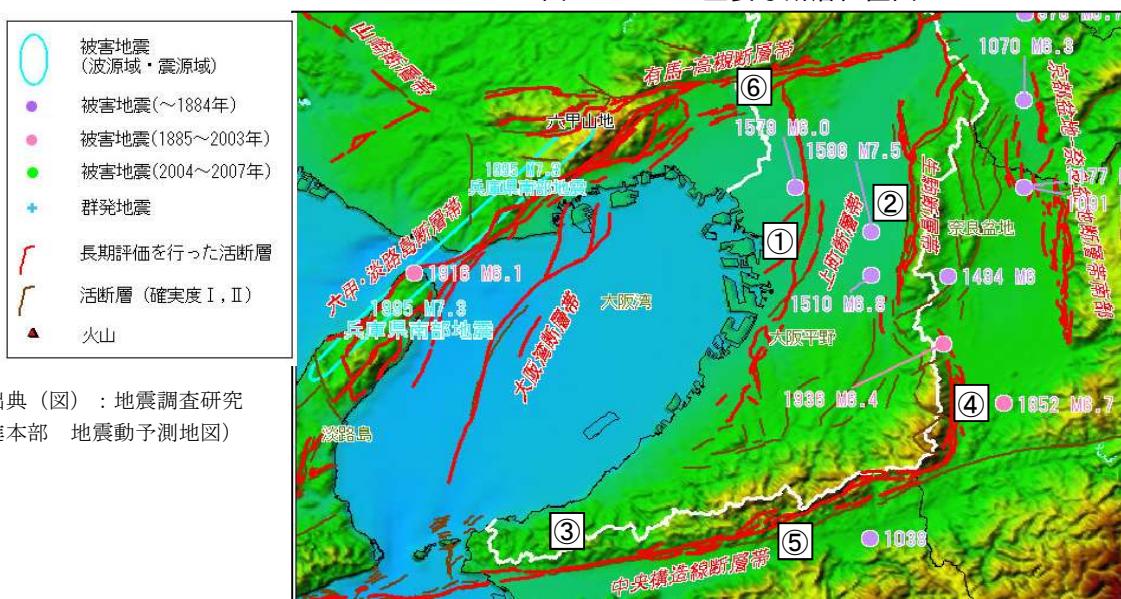
これらの事項について、本市に関わる事項を以下に示す。

表1.4-2 主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和5年（2023年）1月1日）

	断層帯名 (起震断層/活動区)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な活 断層における 相対的評価	地震発生確率			平均活動間隔 最新活動時期
				30年 以内	50年 以内	100年 以内	
①	上町断層帯	7.5程度	我が国の主な活断層の中では高いグループに属する	2%～3%	3%～5%	6%～10%	8000年程度 約28000年前 ～9000年前
②	生駒断層帯	7.0～7.5程度	我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する	ほぼ0% ～0.2%	ほぼ0% ～0.3%	ほぼ0% ～0.6%	3000年 ～6000年 西暦400年頃以後、 1000年頃以前
③	中央構造線断層帯 (根来区间)	7.2程度	0.008% ～0.3%	0.01% ～0.5%	0.04% ～1%		約2500年 ～2900年 7世紀以後、 8世紀以前
④	中央構造線断層帯 (金剛山地東縁)	6.8程度	一	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	約6000年 ～7600年 1世紀以後、 3世紀以前
⑤	中央構造線断層帯 (五条谷区间)	7.3程度	不明	不明	不明		不明 約2200年以後、 7世紀以前
⑥	有馬－高槻断層帯	7.5程度 (7.5 ± 0.5)	ほぼ0% ～0.04%	ほぼ0% ～0.09%	ほぼ0% ～0.4%		1000年 ～2000年程度 1596年 慶長伏見地震

（出典：地震調査研究推進本部）

図1.4-4 主要な断層位置図



第2 社会的条件

1 常住人口

本市は古くから大阪と奈良を結ぶ交通の要衝として発達し、近年は大阪市近郊の住宅都市として人口を伸ばしてきたところであり、既に昭和53年に10万人を達成している。

本市の人口(令和4年3月末現在)は109,377人で、地区別にみると、最も多いのは高鷲地区の31,335人で、総人口の28.6%を占めており、次いで古市地区20,667人(18.9%)、埴生地区が20,664人(18.9%)となっている。一方、最も少ないのは駒ヶ谷地区の3,435人(3.1%)となっている。

人口密度は、一平方キロメートルあたり4,135人で、地区別に人口密度が高いのは、高鷲地区で市域全体の約2.6倍(10,843人/km²)、次いで羽曳が丘地区が市域全体の約2.4倍(10,036人/km²)になっている。

図1.4-5 地区概略図

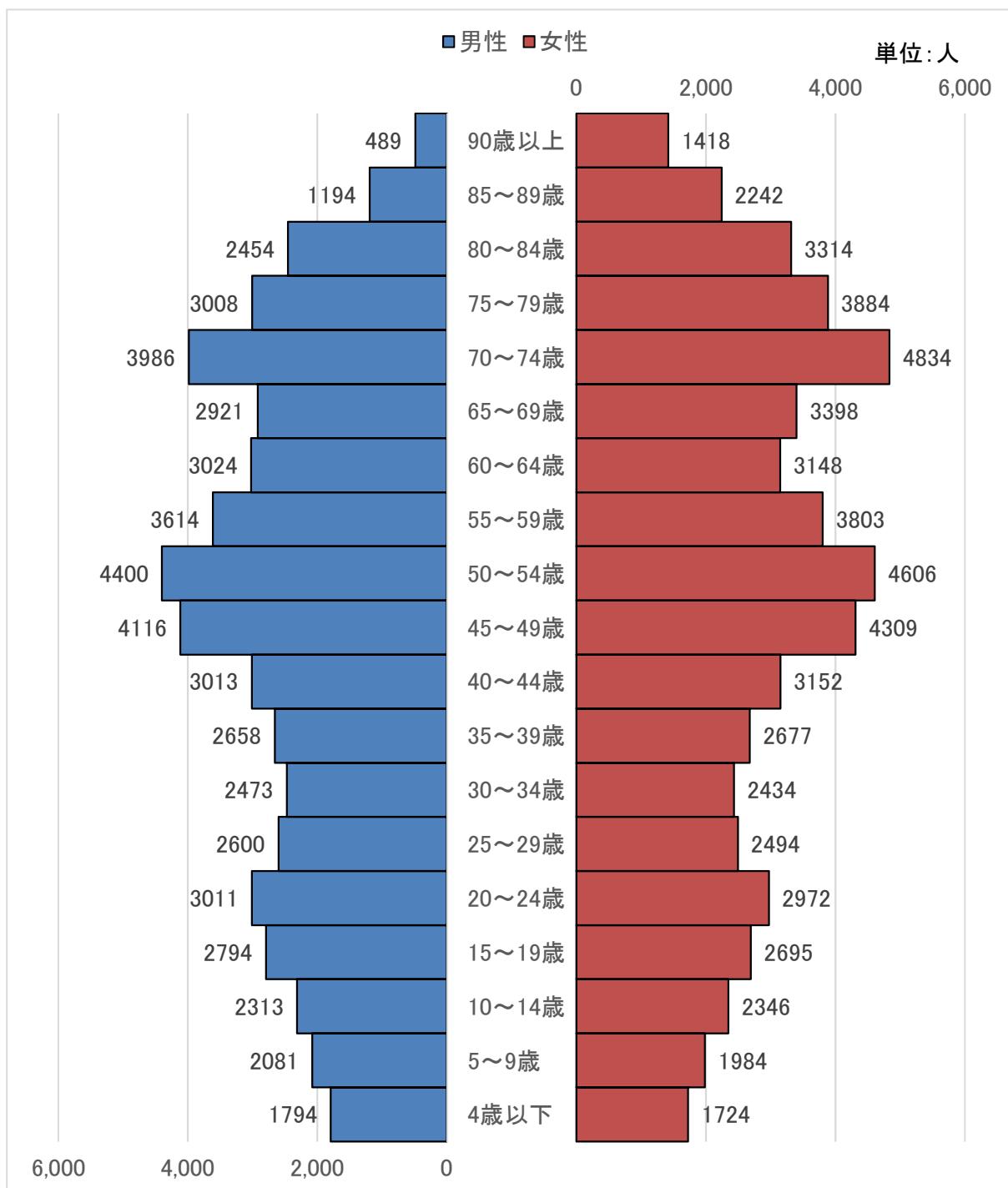


表1.4-3 地区別人口

地域	人口総数 (人)	人口割合 (%)	面積 (km ²)	面積割合 (%)	人口密度 (人/km ²)
古市地区	20,667	18.9	6.07	22.9	3,405
高鷲地区	31,335	28.6	2.89	10.9	10,843
埴生地区	20,664	18.9	4.07	15.4	5,077
羽曳が丘地区	10,839	9.9	1.08	4.1	10,036
駒ヶ谷地区	3,435	3.1	6.62	25.0	519
西浦地区	13,895	12.7	3.64	13.8	3,817
丹比地区	8,542	7.8	2.08	7.9	4,107
市域全体	109,377	100.0	26.45	100.0	4,135

資料：市住民基本台帳人口（令和4年3月末現在）

図1.4-6 羽曳野市の人口ピラミッド



資料：市住民基本台帳人口(令和4年3月末現在)

本市の人口構造は、15歳未満の年少人口が12,242人（11.2%）、15歳～64歳の生産年齢人口が63,993人（58.5%）、65歳以上の高齢者人口が33,142人（30.3%）となっている。

2 昼間人口

平成 27 年の本市の昼間人口は 96,966 人で、大阪府の 1.1%を占めている。昼夜間人口比率（常住人口 100 人当たりの昼間人口の割合）は 86.1 であり、本市を従業地・通学地として他市 区町村から流入する人口は 19,046 人、逆に流出する人口は 34,763 人となっている。

3 在留外国人

本市の在留外国人人数（令和 4 年 3 月末現在）は、1,186 人となっている。これを国籍（出身地）別にみると、最も多いのは、韓国・朝鮮で 397 人（33.5%）、次いでベトナムの 304 人（25.6%）、中国の 194 人（16.4%）となっている。

表 1.4-4 在留外国人人数（単位：人）

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
韓国・朝鮮	398	399	397
ベトナム	256	302	304
中国	207	186	194
その他	279	280	291
合計	1,140	1,167	1,186

資料：市総務課調べ（各年 3 月末現在）

4 主な自動車専用道路及び一般道路

本市域内を通過する高速自動車道は、西名阪自動車道と南阪奈道路があり、南阪奈道路については、羽曳野 IC と羽曳野東 IC 等が設けられている。

一般道路は、幹線道路として市の中央部を国道 170 号と旧 170 号が平行に南北に縦貫し、国道 166 号が古市から太子町を経て奈良県側へ通じている。また、これに加えて府道・市道が縦横に走りそれぞれ本市における道路網を形成している。

5 自動車保有台数

令和 2 年 3 月末現在、市内で 34,000 台の自動車が保有されており、その内訳は、貨物用自動車 4,183 台、乗用自動車 93 台、乗用自動車 27,217 台、特殊用途自動車 1,122 台、二輪車(125cc 超) 1,385 台となっている。

（資料提供：近畿運輸局大阪運輸支局調べ）

6 鉄道等

鉄道は、幹線として近畿日本鉄道の南大阪線が大阪阿部野橋から橿原神宮前を結んでおり、市の北西部から東部へと通じ、市内には古市駅を中心に恵我ノ荘、高鶲、駒ヶ谷、上ノ太子の各駅がある。また、古市駅から河内長野を結ぶ長野線が市の南へ通じている。さらに隣接する藤井寺市に位置する道明寺駅から柏原へ道明寺線も伸びている。

また、本市の近郊には、八尾空港（八尾市）、関西国際空港（泉佐野市、泉南市、田尻町）、大阪国際空港（豊中市、池田市、伊丹市）等が存在する。

第5節 災害の想定

第1 想定される災害

本市における地勢、地質、気象等の地域の特性及び過去において発生した各種の災害状況等を勘案して、発生が予想される災害は、次のとおりである。また、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生する可能性も考慮するものとする。

1 台風による災害

- (1) 台風に伴う大雨による河川の氾濫及び浸水、ため池の破堤等
- (2) 台風に伴う強風による家屋の倒壊等

2 集中豪雨等の異常降雨による災害

- (1) 河川、ため池等の氾濫による水害等
- (2) 低湿地域等の排除不良による浸水等（内水浸水）
- (3) 山ろく地域における山崩れ、地すべり、土石流、急傾斜地崩壊等
- (4) 宅地造成地におけるがけ崩れ等

3 大規模な火災

- (1) 市街化区域等の家屋密集地における大規模火災
- (2) 山地における大規模山林火災

4 地震による被害

- (1) 地震による家屋の倒壊、道路の亀裂等
- (2) 地震に伴う火災等
- (3) 地震に伴う断水、停電等
- (4) 地震に伴うため池の破堤等
- (5) 地すべり、急傾斜地崩壊

5 その他大規模な事故による被害

- (1) 航空災害
- (2) 鉄道災害
- (3) 道路災害
- (4) 危険物等災害

第2 地震による被害想定

1 主要な地震の発生確率

地震調査研究推進本部事務局では、海溝型地震及び大阪府周辺の活断層で発生する地震の発生確率を次のように算定している。

表1.5-1 大阪府周辺の主要活断層帯と海溝で起こる地震の発生確率（算定基準日：2023年1月1日）

地 震	マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
■ 海溝型地震		
南海トラフ	南海トラフで発生する地震	8～9クラス 70%～80%
■ 内陸の活断層で発生する地震		
琵琶湖西岸断層帯	北部	7.1程度 1%～3%
	南部	7.5程度 ほぼ0%
木津川断層帯		7.3程度 ほぼ0%
三方・花折断層帯	三方断層帯	7.2程度 ほぼ0%
	花折断層帯（北部）	7.2程度 不明
	花折断層帯（中南部）	7.3程度 ほぼ0%～0.6%
京都盆地－奈良盆地断層帯南部 (奈良盆地東縁断層帯)		7.4程度 ほぼ0%～5%
有馬－高槻断層帯		7.5程度 (±0.5) ほぼ0%～0.04%
生駒断層帯		7.0～7.5程度 ほぼ0%～0.2%
三峠・京都西山断層帯	上林川断層	7.2程度 不明
	三峠断層	7.2程度 0.4%～0.6%
	京都西山断層帯	7.5程度 ほぼ0%～0.8%
六甲・淡路島断層帯	主部（六甲山地南縁－淡路島東岸区間）	7.9程度 ほぼ0%～1%
	主部（淡路島西岸区間）	7.1程度 ほぼ0%
	先山断層帯	6.6程度 ほぼ0%
上町断層帯		7.5程度 2%～3%
中央構造線断層帯	金剛山地東縁区間	6.8程度 ほぼ0%
	五条谷区間	7.3程度 不明
	紀淡海峡－鳴門海峡区間	7.5程度 0.005%～1%
	讃岐山脈南縁東部区間	7.7程度 1%以下
	讃岐山脈南縁西部区間	8.0程度 もしくはそれ以上 ほぼ0%～0.4%
	石鎚山脈北縁区間	7.3程度 0.01%以下

地 震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
	石鎚山脈北縁西部区間	7.5程度	ほぼ0%～12%
	伊予灘区間	8.0程度 もしくはそれ以上	ほぼ0%
	豊予海峡－由布院区間	7.8程度	ほぼ0%
山崎断層帯	那岐山断層帯	7.3程度	0.06%～0.1%
	主部(北西部)	7.7程度	0.09%～1%
	主部(南東部)	7.3程度	ほぼ0%～0.01%
	草谷断層	6.7程度	ほぼ0%
大阪湾断層帯		7.5程度	0.004%以下

出典：地震調査研究推進本部事務局（文部科学省研究開発局地震・防災研究課）

2 大阪府による被害想定

大阪府では、活断層による直下型地震及び海溝型地震を想定し、次のとおり被害を想定している。

表1.5-2 府内全域の活断層及び海溝型地震による被害想定（大阪府実施）

想定地震		上町断層帯 地震B	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震	東南海・ 南海地震	南海トラフ 巨大地震
地震の 規模	マグニチュード	7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1	7.9～8.6	9.0～9.1
	震度階級	6弱～7	5強～6弱	5強～7	5弱～5強	5弱～6弱	5強～6弱
建物 全半壊 棟数	全壊	219千棟	275千棟	86千棟	28千棟	22千棟	179千棟
	半壊	213千棟	244千棟	93千棟	42千棟	48千棟	520千棟
出火件数		127(254)	176(349)	52(107)	7(20)	4(9)	-(-)
死傷者 数	死者	12千人	10千人	2千人	0.3千人	0.1千人	134千人
	負傷者	138千人	101千人	46千人	17千人	24千人	89千人
罹災者数		151万人	190万人	74万人	23万人	24万人	192万人
避難所生活者数		45万人	57万人	22万人	7万人	7万人	57万人
ライ フ ライ ン	停電	60万軒	89万軒	41万軒	15万軒	8万軒	209万軒
	ガス供給停止	128万户	142万户	64万户	8万户	-	115万户
	水道断水	372万人	490万人	230万人	111万人	79万人	832万人
	電話不通	42万加入者	45万加入者	17万加入者	8万加入者	-	136万加入者

注) 出火件数は地震後1時間の件数()は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害・火災・交通被害によるものの合計

出典：大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書(H19.3)・南海トラフ巨大地震等に関する検討及び被害想定(H26.1)

また、大阪府では、府内全域に及ぶ被害想定とともに、これを市町村ごとに想定している。次のとおり本市に係わる想定を示す。

表1.5-3 羽曳野市における被害の想定（大阪府実施）

項目	想定地震 上町断層帯 地震B	生駒断層帯 地震	中央構造線 断層帯地震	東南海・ 南海地震	南海トラフ 巨大地震
震度予測	5強～7	6弱～6強	5弱～6強	4～5強	6弱
全壊棟数	6,000棟	3,700棟	1,200棟	200棟	300棟
	7,100棟	5,000棟	2,000棟	600棟	3,100棟
建物被害計	13,100棟	8,700棟	3,200棟	800棟	3,400棟
炎上出火件数	3(5)件	1(3)件	-(1)件	-	-
死者	110人	30人	10人	-	10人
負傷者	1,900人	1,200人	600人	100人	400人
罹災者数	43,600人	27,300人	10,400人	1,800人	16,000人
避難所生活者数	12,600人	7,900人	3,000人	500人	7,000人
停電軒数	18,500軒	12,700軒	5,100軒	800軒	25,000軒
都市ガス供給停止戸数	6,000戸	40,000戸	3,000戸	-	-
上水道影響人口	62,000人	8,000人	57,000人	11,000人	90,000人※
通信被害	8,400加入者	1,100加入者	600加入者	-	7,000加入者

注) 出火件数は地震後1時間の件数()は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害(夕刻)・火災(夕刻、超過確立1%風速)によるものの合計

出典：大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書(H19.3)・南海トラフ巨大地震等に関する検討及び被害想定(H26.1)

※：南海トラフ巨大地震の被害想定は、平成25年8月に大阪府が想定した津波による塩水遡上の影響を評価した結果であるが、後に大阪広域水道企業団等が行った詳細なシミュレーションでは、本市が関係する取水場への塩水による影響は及ばないと判断されている。

3 市による被害想定

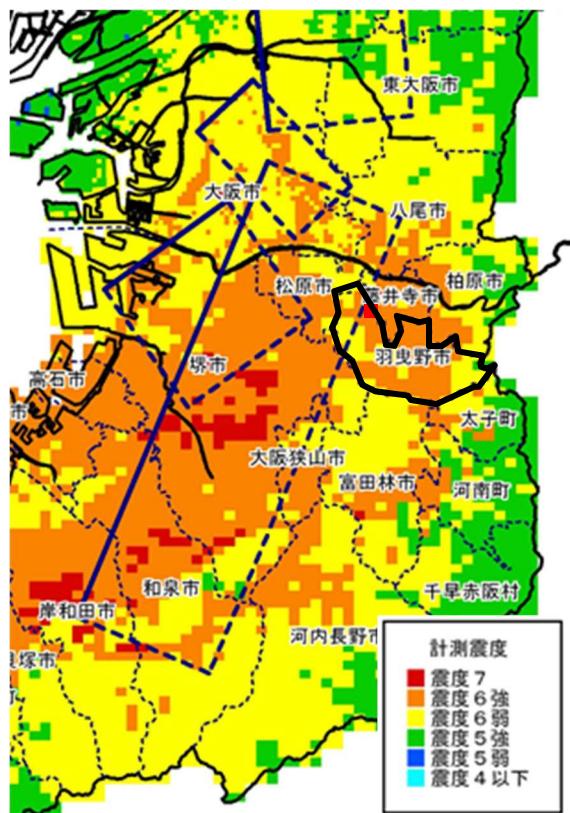
市は、上位計画との整合や地震発生確率等を踏まえ、羽曳野市に大きな被害を及ぼすものとして、大阪府が設定した想定地震の内、最も地震発生確率(30年以内)が高いとされる上町断層帯地震Bのケースを選定する。

表1.5-4 羽曳野市における被害の想定

想定地震 項目	上町断層帯地震B
全壊棟数	6,000 棟
半壊棟数	7,100 棟
建物被害 計	13,100 棟
炎上出火件数	3(5)件
死者	110 人
負傷者	1,900 人
罹災者数	43,600 人
避難所生活者数	12,600 人

注) 出火件数は地震後1時間の件数 () は1日の件数

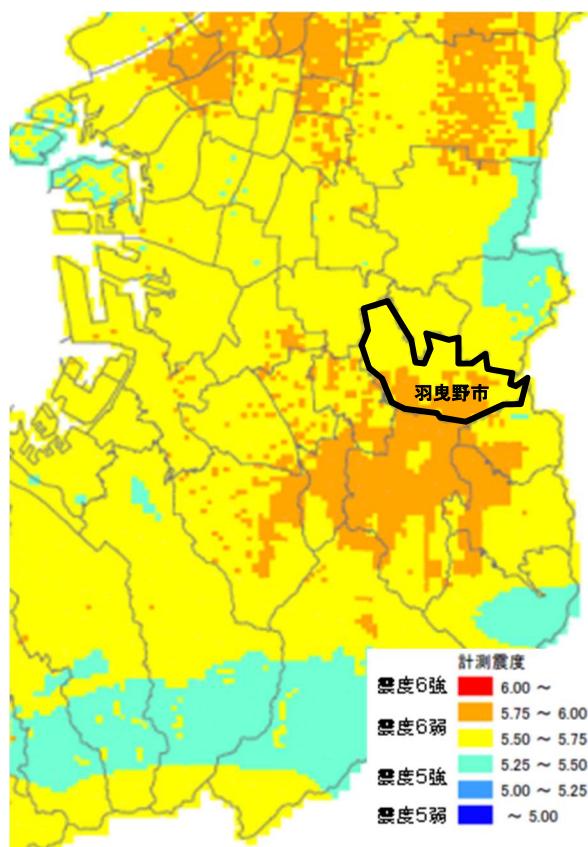
図1.5-1 上町断層帯地震Bによる震度分布図



出典：大規模地震による被害想定（平成18年度実施分）

－大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）

図1.5-2 南海トラフ巨大地震による震度分布図 地震B計測震度分布図



出典：大規模地震による被害想定（平成25年度実施分）

－南海トラフ巨大地震の被害想定

第6節 防災関係機関等の業務大綱

市及び市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者、さらには関係する大阪府及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務又は業務について総合的かつ計画的に防災対策を実施することにより、災害に対する危機管理機能の向上に努めなければならない。

第1 市等の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、処理すべき事務又は業務大綱は、おおむね次のとおりである。

(1) 市長公室

- 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
- 災害に関する広報及び広聴に関すること。
- 報道機関との連絡調整に関すること。
- 災害状況の写真記録に関すること。
- 職員の健康管理に関すること。
- 所管施設の防災対策に関すること。

(2) 危機管理部

- 市の防災対策の総合調整に関すること。
- 総合的防災体制の整備に関すること。
- 防災知識の普及啓発に関すること。
- 防災訓練に関すること。
- 防災会議に関すること。
- 消防団の連絡に関すること。
- 自主防災組織の整備、連絡調整に関すること。
- 職員の防災教育に関すること。
- 防災行政無線の管理、運用に関すること。
- 気象情報の収集に関すること。
- 災害対策本部の設置及び本部会議に関すること。
- 避難指示等の発令に関すること。
- 避難情報に関すること。
- 避難受入れ体制の整備に関すること。
- 国、自衛隊、府への要請、他自治体等との相互協力及び民間協力団体等への協力要請に関すること。
- 被害状況のとりまとめ及び報告書作成に関すること。
- 災害に関する文書の集約に関すること。
- 防災に関する物資、資機材の整備、備蓄及び緊急輸送に関すること。
- 災害救助法の適用に関すること。
- 罹災証明及び住家被害認定調査に係る総合調整に関すること。
- 被災者生活再建支援制度に関すること。
- 所管施設の防災対策に関すること。

(3) 総務部

- 各公共施設の被害状況及び災害応急対策のまとめに關すること。
- 庁舎等所管施設の防災対策に關すること。
- 災害時における庁舎の臨時の使用等に關すること。
- 災害応急対策に係る車両の確保、配車及び輸送に關すること。
- 財産区財産及び法定外公共物の被害調査及び応急対策に關すること。
- 災害応急対策に係る緊急予算措置に關すること。
- 災害に伴う財政計画の樹立に關すること。
- 災害関係経費のとりまとめに關すること。
- 災害に係る住家等の被害認定調査に關すること。
- 罹災証明（火災を除く）等の発行に關すること。
- 災害応急対策に係る物品、資機材等の調達及び工事等の契約に關すること。
- 通信ネットワーク・電子計算機の被害調査及び応急措置に關すること。

(4) 保健福祉部

- 所管施設の防災対策に關すること。
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関等への協力要請に關すること。
- 災害時医療体制及び感染症予防体制の整備に關すること。
- 被災者の健康維持に關すること。
- 防疫対策に關すること。（衛生）
- 要配慮者の救援及び救護対策に關すること。
- 避難行動要支援者対策に關すること。
- 民生委員・児童委員等の連絡調整に關すること。
- 災害ボランティアの受け入れ及び連絡調整等に關すること。
- 社会福祉協議会との連絡等に關すること。
- 福祉避難所の運営に關すること。
- 遺体対策に關すること。
- 災害見舞金及び災害弔慰金等の支給等に關すること。

(5) こどもえがお部

- 園児の防災教育に關すること。
- 園児の安否確認、保護、健康管理に關すること。
- 応急保育に關すること。
- 災害時のこども支援等に關すること。
- 所管施設の防災対策に關すること。

(6) 市民人権部

- 所管施設の防災対策に關すること。
- 大阪府・関係機関等からの災害応急用食料及び生活必需物資等の調達及び避難所等への配分に關すること。
- 被災者からの相談・問い合わせ等に關すること。
- 外国人への災害情報の提供及び伝達に關すること。
- 自治会及び町会等との連絡調整等に關すること。

(7) 都市魅力部

- ため池、水路等所管施設の防災対策に關すること。
- 農地の災害予防に關すること。
- 農作物及び農林、商工施設等の被害状況の調査に關すること。
- 清掃施設等の災害予防対策及び被害状況の調査に關すること。

第1部 総則

- し尿処理等に関すること。
- 災害廃棄物の収集及び処理計画に関すること。
- 廃棄物処理業者の指導及び連絡調整に関すること。
- 防疫対策に関すること。（消毒、駆除）

(8) 土木部

- 都市公園等の防災空間の整備に関すること。
- 公園及び道路の防災機能強化に関すること。
- 土木構造物の耐震対策の推進に関すること。
- 緊急輸送、緊急輸送路等の整備に関すること。
- 道路、橋梁、公園等の被害調査及び応急復旧に関すること。
- 道路啓開、通行規制等の交通対策に関すること。
- 所管施設の防災対策に関すること。

(9) 下水道部

- 河川、土砂災害、下水道施設、排水路等所管施設の防災対策に関すること。
- 公共下水道の被害調査及び応急復旧に関すること。
- 河川、土砂災害警戒区域等の被害調査及び応急復旧に関すること。

(10) 都市開発部

- 建築物の耐震改修促進等の指導に関すること。
- 宅地造成に伴う開発地域の災害予防対策及び災害復旧についての行政指導に関すること。
- 所管施設の防災対策に関すること。
- 市有施設の応急対策に関すること。
- 被災建物・被災宅地の危険度判定調査に関すること。
- 被災建築物に対する指導・相談に関すること。
- 応急仮設住宅の計画及び建設等に関すること。
- 住宅対策の総合調整及び管理に関すること。
- 被災者の公共住宅等への一時入居に関すること。
- 復興計画等に関すること。

(11) 出納室

- 災害関係費の収支に関すること。
- 義援金品、見舞金等の受付及び保管に関すること。

(12) 議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局

- 関係機関との連絡調整に関すること。
- 市議会議員、委員等との連絡調整に関すること。
- 災害対策本部からの特命事項等に関すること。
- 他部の応援に関すること。

(13) 教育委員会

- 教育施設の防災計画及び防災対策に関すること。
- 学校における防災教育及び防災訓練に関すること。
- 児童・生徒の避難計画に関すること。
- 指定避難所の運営等に係る連絡調整に関すること。
- 文化財の防災対策に関すること。
- 学校、留守家庭児童会等に対する緊急指示に関すること。
- 児童・生徒の安否確認、保護、健康管理に関すること。
- 教職員の被災状況の把握等に関すること。

- 教職員への応援要請に関すること。
- 応急教育等の実施及び対策に関すること。
- 学用品等の調達に関すること。
- 被災者への炊き出し給食業務に関すること。
- 世界遺産の構成資産の現況確認等に関すること。
- 文化財の被害調査及び応急対策に関すること。
- 所管施設の防災対策に関すること。

(14) 水道局

- 水道施設の災害予防対策に関すること。
- 水道施設の耐震化等に関すること。
- 応急給水計画に関すること。
- 時間給水の計画及び実施に関すること。
- 職員の動員及び配置に関すること。
- 指定給水装置工事事業者の非常招集及び指揮監督に関すること。
- 水道施設の被害調査及び報告に関すること。
- 断水地区の送水系統の調査及び緊急切替措置に関すること。
- 災害による各戸使用水量の認定に関すること。
- 水道施設、給水装置の災害復旧に関すること。
- 応急給水車の指揮監督に関すること。
- 所管施設の防災対策に関すること。

2 柏原羽曳野藤井寺消防組合

- 防災に関する教育及び訓練に関すること。
- 防災資機材の整備点検に関すること。
- 災害情報等の収集及び必要な広報に関すること。
- 災害の防除、警戒、鎮圧に関すること。
- 要救助被災者の救急、救助に関すること。
- 傷病者の救急搬送に関すること。
- その他、羽曳野市防災会議が必要と認める事務又は業務に関すること。

3 消防団

- 消防団員の教育及び訓練に関すること。
- 消防資機材の整備、備蓄に関すること。
- 消防活動の実施に関すること。
- 災害情報等の収集及び必要な広報に関すること。
- 災害の防除、警戒、鎮圧に関すること。
- 要救助被災者の救出、救助に関すること。
- 避難及び救護の協力に関すること。
- 防火・防災思想の普及に関すること。

4 柏羽藤環境事業組合

- 災害時におけるごみ、災害廃棄物等の収集処理に関すること。
- 災害時におけるし尿の処理に関すること。

第2 大阪府及び指定地方行政機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1 大阪府

(1) 大阪はびきの医療センター

- 大阪府地域防災計画による特定診療災害医療センター業務に関すること

(2) 富田林土木事務所

- 河川の整備に関すること。
- 水防に関すること。
- 土砂災害の防止に関すること。
- 道路の整備に関すること。
- 道路交通の確保に関すること。
- 災害危険度判定調査の促進に関すること。
- 防災都市づくり計画の推進に関すること。
- 都市の復興に関すること。
- 都市公園の整備に関すること。
- 土木施設の緑化に関すること。
- 公共土木施設等の二次災害の防止に関すること。
- 斜面判定制度に関すること。
- 災害復旧事業に係わる市町村指導に関すること。
- 防災知識の普及・啓発に関すること。

(3) 南河内農と緑の総合事務所

- 自然環境の保全と回復に係る施策の調整及び推進に関すること。
- 森林の防災に関すること。
- 治山事業の推進に関すること。
- 山地灾害危険地の把握に関すること。
- 林野火災対策に関すること。
- 復旧対策用木材の調達、あっせんに関すること。
- ため池防災に関すること。
- 土地改良事業に関すること。
- 農林水産施設の防災計画に関すること。
- 農地防災対策に関すること。
- 地すべり防止法に基づく区域指定に関すること。
- 農作物及び家畜の防疫等に関すること。
- 動物の保護等に関すること。
- 耕地関係復旧事業の指導調整に関すること。
- 応急救助用食料の確保、調達に関すること。
- 農林災害復旧補償に関すること。
- 被災農林業者に対する災害融資に関すること。
- 地盤沈下対策に関すること。
- 廃棄物の処理に関すること。
- 飲食物の摂取制限等に関すること。

(4) 大阪府藤井寺保健所

- 地域災害医療本部を設置し、災害時における保健衛生対策・医療救護活動に関する調整、

市が処理する事務又は業務の指導、指示等の連絡調整に関すること。

- 災害時の医療体制の整備及び連絡調整に関すること。
- 毒物・劇物の災害予防に関すること。
- 食品衛生の監視及び感染症対策に関すること。
- (5) 南部家畜保健衛生所
 - 家畜伝染病の予防や畜産農家に対する衛生管理・飼養技術指導等に関すること。

2 大阪府警察（羽曳野警察署）

- 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。
- 被災者の救出救助及び避難指示に関すること。
- 交通規制・管制に関すること。
- 広域応援等の要請・受け入れに関すること。
- 遺体の検視（見分）等の措置に関すること。
- 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること。
- 災害資機材の整備に関すること。
- 羽曳野市の防災会議及び災害対策本部に関すること。
- 羽曳野市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること。
- 緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。
- 消防活動及び水防活動の実施に関すること。
- 防災関係機関との連絡調整に関すること。
- 住民の防災活動の促進に関すること。

3 指定地方行政機関

(1) 羽曳野労働基準監督署

- 工場、事業所等における労働災害防止対策に関すること。
- 災害時における事業場施設の被災状況の収集に関すること。
- 災害時の応急工事等における労働災害防止についての事業場等への監督指導に関すること。
- 災害時の応急工事等における二次災害防止措置をはじめとした労働災害防止のための自主的安全管理運動の促進に関すること。
- 労働者の災害補償に関すること。
- 離職者の早期再就職等の促進に関すること。
- 雇用保険の失業等給付に関すること。
- 労働力の確保に関すること。

(2) 近畿農政局（大阪府拠点）

- 応急用食料品及び米穀の供給に関すること。

(3) 大阪管区気象台

- 観測施設等の整備に関すること。
- 防災知識の普及・啓発に関すること。
- 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること。
- 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、府や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
- 大阪府や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。

4 自衛隊（陸上自衛隊第三師団）

- 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。
- 災害派遣に関すること。
- 緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること。

5 関西広域連合

- 大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整に関すること。
- 大規模広域災害時における構成府県、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信に関すること。
- 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示に関すること。
- 大規模広域災害に備えた事業の企画、実施に関すること。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 日本郵便株式会社（藤井寺郵便局）
 - 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること。
 - 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること。
 - 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
- (2) 西日本電信電話株式会社（関西支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）及び株式会社NTTドコモ関西（関西支社）（以下、本計画において「西日本電信電話株式会社等」という。）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
 - 電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
 - 応急復旧用通信施設の整備に関すること。
 - 津波警報、気象警報の伝達に関すること。
 - 災害時における重要通信確保に関すること。
 - 災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
 - 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
 - 「災害用伝言ダイヤル」又は「災害用伝言板サービス」の提供に関すること。
- (3) 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社
 - 電力施設の整備と防災管理に関すること。
 - 災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること。
 - 災害時における電力の供給確保に関すること。
 - 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。
- (4) 大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社
 - ガス施設の整備と防災管理に関すること。
 - 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること。
 - 災害時におけるガスの供給確保に関すること。
 - 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。
- (5) 近畿日本鉄道株式会社
 - 鉄道施設の防災管理に関すること。
 - 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
 - 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
 - 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。
 - 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

- (6) 西日本高速道路株式会社関西支社（阪奈高速道路事務所）
 - 市内の高速道路施設の防災対策及び施設の応急復旧等に関すること。
- (7) 大和川右岸水防事務組合
 - 水防団員の教育及び訓練に関すること。
 - 水防資機材の整備・備蓄に関すること。
 - 水防活動の実施に関すること。
- (8) 日本放送協会（大阪放送局）
 - 防災知識の普及等に関すること。
 - 災害時における放送の確保対策に関すること。
 - 緊急放送・広報体制の整備に関すること。
 - 気象予警報等の放送周知に関すること。
 - 指定避難所等への受信機の貸与に関すること。
 - 社会奉仕団体等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
 - 災害時における広報に関すること。
 - 災害時における放送の確保に関すること。
 - 災害時における安否情報の提供に関すること。
- (9) 各民間放送株式会社
 - 防災知識の普及等に関すること。
 - 災害時における広報に関すること。
 - 緊急放送・広報体制の整備に関すること。
 - 気象予警報等の放送周知に関すること。
 - 社会奉仕団体等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
 - 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。
- (10) 日本赤十字社（大阪府支部）
 - 災害医療体制の整備に関すること。
 - 被災者等へのこころのケア活動の実施に関すること。
 - 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること。
 - 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
 - 義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
 - 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること。
 - 救援物資の備蓄に関すること。

第3 市長が認める行政機関の事務又は業務の大綱

1 宮内庁書陵部古市陵墓監区

- 陵墓の防災管理に関すること。
- 災害時の陵墓の復旧事業の推進に関すること。

第4 市の区域内の公共的団体等の処理すべき事務又は業務の大綱

1 公共的団体

(1) 町会・自治会

- 区域内の災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- 水防、その他災害に対する応急措置への協力に関すること。
- 災害時における避難・救助活動の協力に関すること。
- 自主防災に関すること。

(2) 羽曳野市医師会、羽曳野市歯科医師会、羽曳野市薬剤師会

- 医療、助産等救護活動の実施に関すること。
- 救護活動に必要な医薬品及び医療資器材の提供に関すること。

(3) 羽曳野市社会福祉協議会

- 災害時における要配慮者対策に関すること。
- 災害時におけるボランティアの結成及び受け入れ、活動体制の整備等に関すること。
- 災害復旧・復興時における相談、被災生活困窮者に対する生活資金の貸付に関すること。

(4) 羽曳野市赤十字奉仕団

- 医療等・救助・救護活動の協力に関すること。
- 被災者等に対する炊き出し等の協力に関すること。
- 義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
- 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること。

(5) 大阪南農業協同組合

- 農作物及び共同利用施設の被害応急対策及び災害復旧の実施に関すること。
- 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
- 被災農家に対する融資のあっせんに関すること。
- 被災農家に対する生産資機材、生活資材等の確保及びあっせんに関すること。
- 米穀等災害時における農産物の確保、需給調整に関すること。

(6) 水利組合

- ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること。
- ため池等の施設の被害調査に関すること。
- 漫水防除に関すること。
- ため池等の施設の復旧事業の推進に関すること。

(7) 羽曳野市商工会

- 災害時における物価安定についての協力に関すること。
- 災害救助用及び復旧資材の確保についての協力に関すること。
- 被災商業者に対する融資及びあっせんに関すること。

(8) 羽曳野市婦人防火クラブ

- 初期消火活動に関すること。
- 消防に関する広報活動等に関すること。

(9) 羽曳野市婦人団体協議会、老人クラブ連合会等文化事業団体

- 市が行う防災及び応急対策に関する事務又は業務への協力に関すること。
- 被災者の救助活動の協力に関すること。

(10) 交通安全協会

- 市が行う交通対策の協力に関すること。

- (11) 各バス・タクシー会社、トラック運送会社等
 - 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
 - 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること。
 - 復旧資材等の輸送協力に関すること。
- (12) アマチュア無線クラブ等
 - 災害時における緊急通信への協力に関すること。

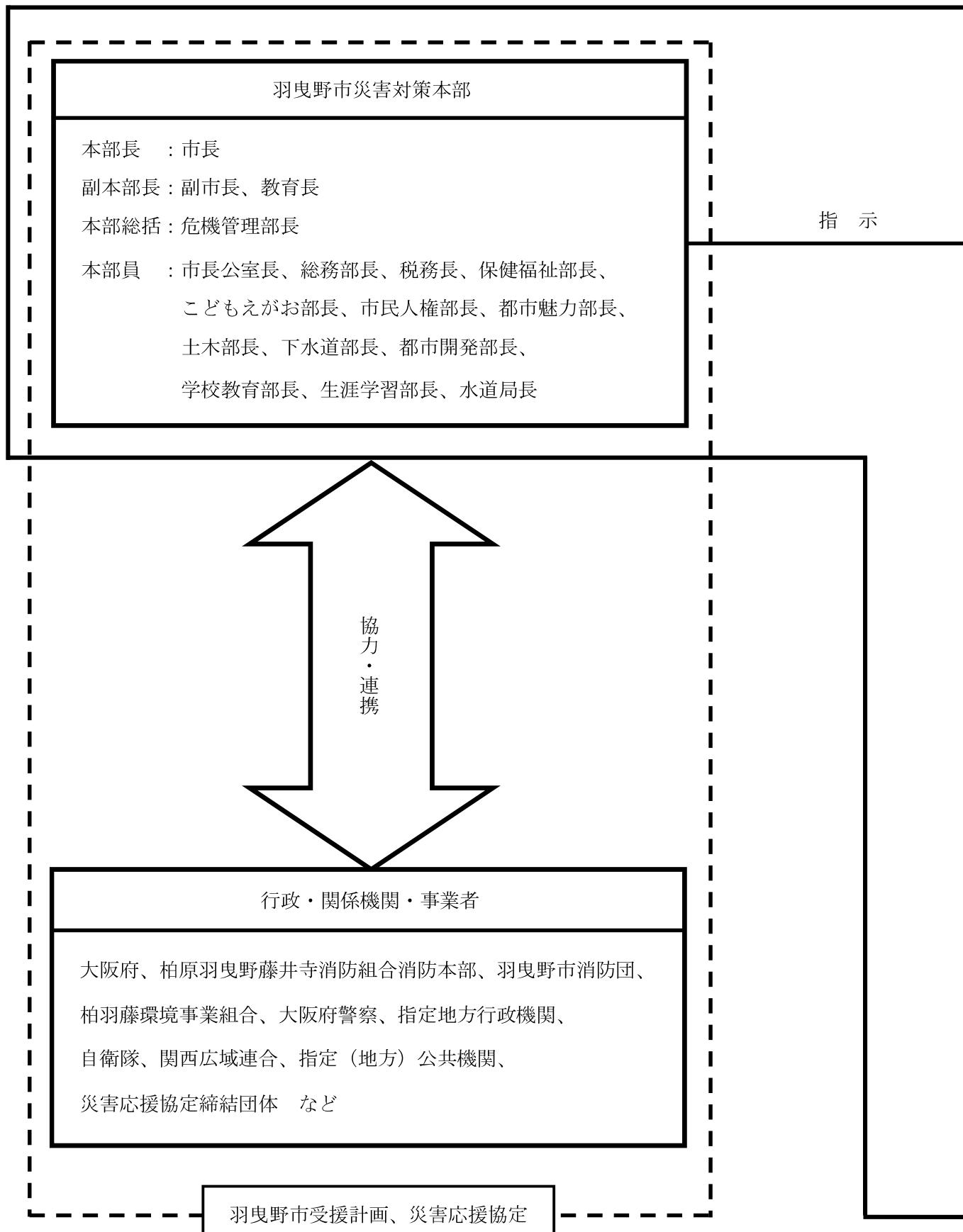
2 防災上重要な施設の管理者

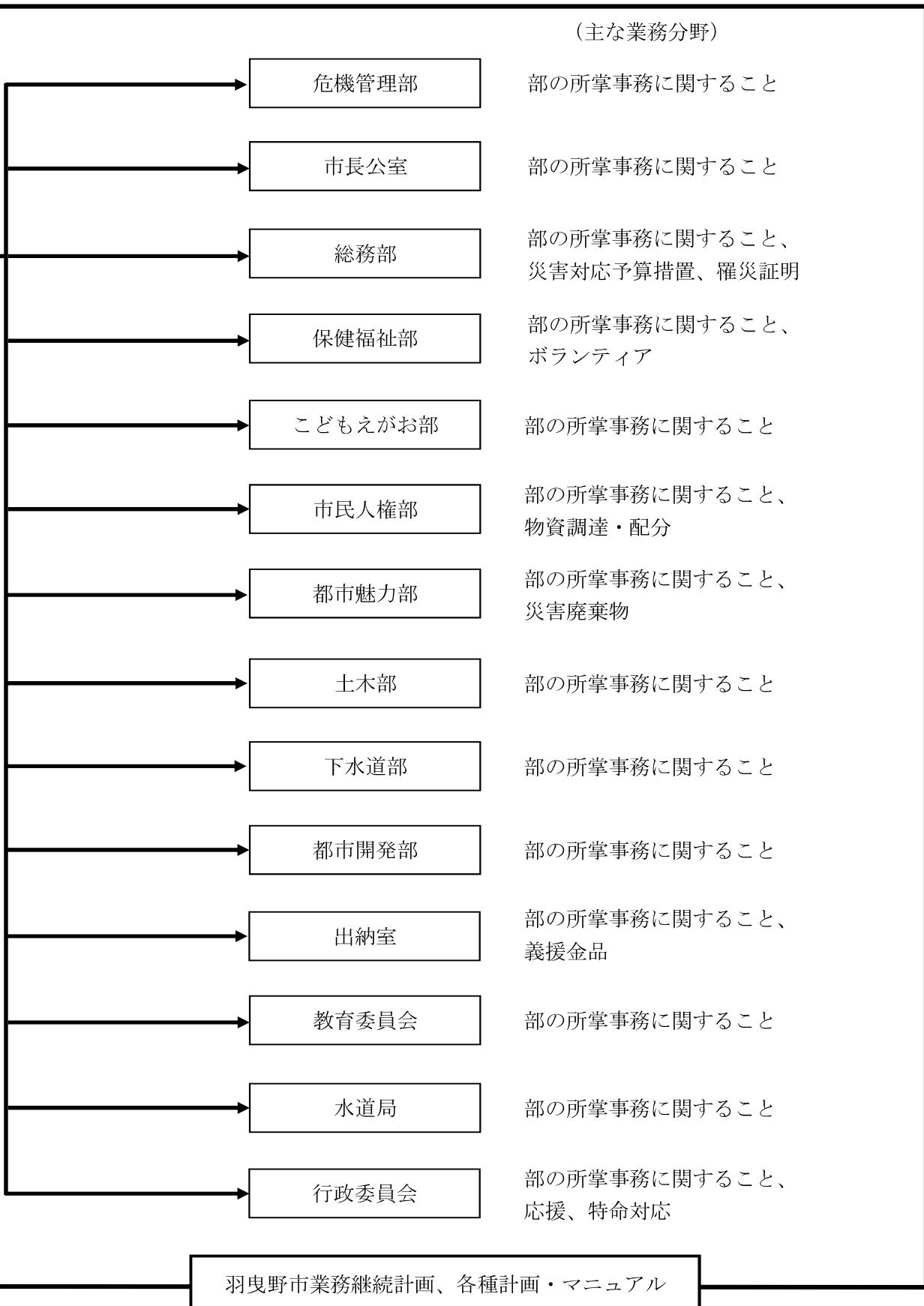
防災上重要な施設の管理者は、自らの防災業務を実施するとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興等に関し市が行う防災活動について、積極的に市及び防災関係機関等に協力するものとする。

- (1) 病院、保健、福祉施設の管理者
 - 施設の防災管理及び入院者、入所者等の安全確保に関すること。
 - 災害時における応急対策及び復旧事業の実施に関すること。
- (2) 学校、幼稚園、保育園等の管理者
 - 施設の防災管理及び児童、生徒の安全確保に関すること。
 - 災害時における応急対策及び復旧事業の実施に関すること。
- (3) 危険物関係の取扱い施設の管理者
 - 施設の防災管理に関すること。
 - 災害時における危険物の保安措置に関すること。
- (4) 劇場、店舗、旅館等不特定多数の者が出入りする施設の管理者
 - 施設の防災管理、施設に出入りしている人の避難誘導等の安全確保に関すること。
- (5) その他の防災上重要な施設の管理者
 - 前記(1)～(4)に準じた防災対策、応急対策、復旧・復興対策の実施に関すること。

(注) 防災関係機関等が直接管理する庁舎等の施設に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧については、全ての機関に該当するので、ここでは掲載していない。

図 1. 6-1 災害予防・応急対策体制図





第7節 住民、事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

住民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第1 住民の基本的責務

住民は、自助、共助の理念のもと、平常時より、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加等、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、初期消火、近隣の負傷者・避難行動要支援者への援助、指定避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めるものとする。

1 災害等の知識の習得

- (1) 防災訓練や防災講習等への参加
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認
- (3) 過去の災害から得られた教訓の伝承

2 災害への備え

- (1) 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止
- (2) 避難場所、避難経路の確認
- (3) 家族との安否確認方法の確認
- (4) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- (5) 災害時に必要な情報入手方法の確認

3 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 避難行動要支援者への支援
- (4) 地域住民による避難所の自主的運営
- (5) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

第2 事業者の基本的責務

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献）を十分に認識し、各事業者において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めるものとする。

また、災害応急対策若しくは災害復旧に必要な物資、資材若しくは役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するよう努めるものとする。

1 災害等の知識の習得

- (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認

2 災害への備え

- (1) 事業継続計画（B C P）の策定や非常時マニュアル等の整備
- (2) 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
- (3) 避難場所、避難経路の確認
- (4) 従業員及び利用者等の安全確保
- (5) 従業員の安否確認方法の確認
- (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄

3 出勤及び帰宅困難者への対応

- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
- (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

4 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 国、大阪府、市が実施する防災・減災対策への協力

第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

住民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、大阪府、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

第8節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努めるものとする。

各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとする。

第9節 計画の周知徹底

市は、本計画を市の全職員及び市の区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者に對し周知徹底させるよう図る。

また、本計画を円滑に実施するため、市をはじめとする防災関係機関は、平素から研修、訓練等の方法によって習熟に努めるとともに、災害対策基本法第42条第5項に基づき計画の要旨を公表し、住民に周知徹底を図る。

第10節 計画の進捗の把握

市は、地域防災計画に定めた事項について、市の行政評価の取り組みの中で、常に事務の進捗状況の把握に努める。行政評価の対象になつてない事項についても、可能な限り把握に努める。

[注記]

この計画において、用語の意義は、次の表に定めるところによるものとする。

用語	意義
住民	市の地域に住所を有する者、他市町村から市の地域に通学・通勤する者及び災害時に市の地域に滞在する者等も含める。
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦、児童、傷病者、外国人等、特に配慮を要する者をいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であつてその円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者をいう。
市町村	市町村の部課等、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団）を含める。
防災関係機関 関係機関	国、大阪府、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び市の区域内の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等をいう。
関西広域連合	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市をもつて組織する広域連合（地方自治法の規定に基づいて設立した特別地方公共団体）をいう。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第4項）
指定公共機関	日本電信電話株式会社、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第5項）
指定地方公共機関	地方独立行政法人法第二条第一項の地方独立行政法人及び港湾法第四条第一項の港湾局、土地改良法第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第6項）

公共的団体	市の区域内の関係機関、団体等として本計画では商工会、農協等の経済団体、医師会、歯科医師会、薬剤師会、婦人会等の文化・福祉団体等の団体をいう。
防災上重要な施設の管理者	市内の民間の病院、学校、保健、福祉関係の施設管理者のほか、工場、事業所等の管理者をいう。
自衛隊	陸上、海上、航空自衛隊をいうが、市域は陸上自衛隊第三師団の警備区域内となっている。
ライフライン	上水道、下水道、電力、ガス、電気通信、廃棄物処理の事業をいう。
災害時	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。

